

平成29年10月1日から高知県内における
雇用保険電子申請事務処理を
「高知労働局雇用保険電子申請事務センター」
で行います。

各ハローワークで行っている雇用保険電子申請手続きについて、申請受理から審査・決定までの事務処理を迅速化するため、平成29年10月1日から雇用保険電子申請事務処理を高知労働局雇用保険電子申請事務センターで集中して行います。

※ 雇用保険電子申請はインターネットを用いて各種手続きを行うことです。
詳細はこちら→

電子政府の総合窓口【e-Gov】のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>
ハローワークへ書類持参のうえ雇用保険手続きを行うこととは異なりますので、ご注意ください。

◆----- ご 注 意 ぐ だ さ い -----◆

- ① 電子申請書の提出先は従前どおり管轄ハローワークに提出してください。
(電子申請画面(基本情報画面)での提出先は管轄ハローワークを選択してください。)
- ② 届出内容によって電子申請事務センター、又は、管轄ハローワークより確認連絡をする場合があります。
例 雇用保険適用事業所設置届の申請など。
- ③ 事務集中化に伴い、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。
例 定年退職の方の被保険者資格喪失手続き … 定年規定部分の就業規則(写)の添付

◆----- 【お問い合わせ先】 -----◆

高知労働局雇用保険
電子申請事務センター

〒781-8560
高知市大津乙2536-6 ハローワーク高知内
TEL : 088-888-7700
FAX : 088-878-5340

開庁日 : 土日祝、年末年始を除く平日
8時30分～17時15分

電子申請をぜひご利用ください!

365日、24時間! いつでも申請できます!

チェック機能があるので、記入ミスを防止できます!

自宅やオフィスのPCなど、どこからでも申請できます!

時間やコストの節減になります!

雇用保険電子申請事務センターとハローワークの取扱い業務について

電子申請手続きをした届出等について、下記のとおり取扱います。

手 続 名		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する 手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する 手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり）	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者氏名変更届	○	
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	○	
雇用継続給付に関する 手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	

○直前に雇用されていた事業所からの離職手続きが遅れ、取得届が処理できない場合や6か月以上遡って取得・喪失届が提出された場合、離職票の訂正・補正等の手続きについては従来どおり管轄ハローワークが取り扱います。

○労働者の方が行う求職者給付関係、就職促進給付関係及び教育訓練給付関係の手続については、管轄のハローワークへお問い合わせください。

○雇用保険制度についてのお問い合わせは、ハローワークにお願いします。